

令和８年度 ７月定例会議

滋賀県暴力団追放推進センター 経営評価結果報告

出資法人経営評価の結果について

1 経営評価について

(1) 目的

- ① 出資法人が、経営状況や活動状況等について、中期経営計画や年度目標を踏まえて点検評価し、達成度や課題等を確認することで、経営の改善につなげる。
- ② 県として、出資法人の経営状況や活動の内容、点検評価の結果などを適切に把握し、運営の状況等を評価するとともに、これを踏まえた必要な関与を行う。
- ③ 県民に対し、出資法人に対する県の人的・財政的関与の状況を示すとともに、出資法人および県が、出資法人の経営状況全般についてどのように評価、判断し、どのような対応を行っているかを明らかにする。

(2) 対象となる出資法人の範囲

県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している 25 法人

〔 地方独立行政法人法に基づき設立された法人（滋賀県立大学）および特別法に基づき設置され、国の関与が前提とされている法人（滋賀県信用保証協会）を除く。 〕

(3) 評価方法

財務諸表等に基づく出資法人の経営状況等や、県の人的・財政的関与の状況から、出資法人と県により5つの視点（効果性、効率性、健全性、自立性、透明性）からの評価および総合的な評価（事業の状況、財務の状況、行政経営方針実施計画の状況、総合所見）を行う。

(4) その他

評価は、毎年度実施し、評価結果は、公表する。

(公財) 滋賀県暴力団追放推進センターの概要について

1 名称

公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター

2 設立年月日

平成 4 年 3 月 19 日

3 設立の趣旨・目的

県民の暴力団追放に関する意識の高揚を図り、地域及び職域における暴力団追放運動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為の防止及びその被害者の救援のための活動を行い、もって「暴力のない明るく住みよい郷土しが」の実現に寄与することを目的とする。

4 業務概要

研修会やイベント会場等あらゆる機会を通じて、暴力団追放三ない運動プラス 1（恐れない・金を出さない・利用しない・交際しない）を徹底するためのパンフレット等を作成、配布するとともに、暴力追放県民大会を開催するなどの広報活動、各暴排団体による活動への後援、支援を推進している。また、暴力団からの被害を防止するため、センターへの来訪者や電話による相談受理、さらに県下各地の公民館等を利用した出張相談所を開設している。

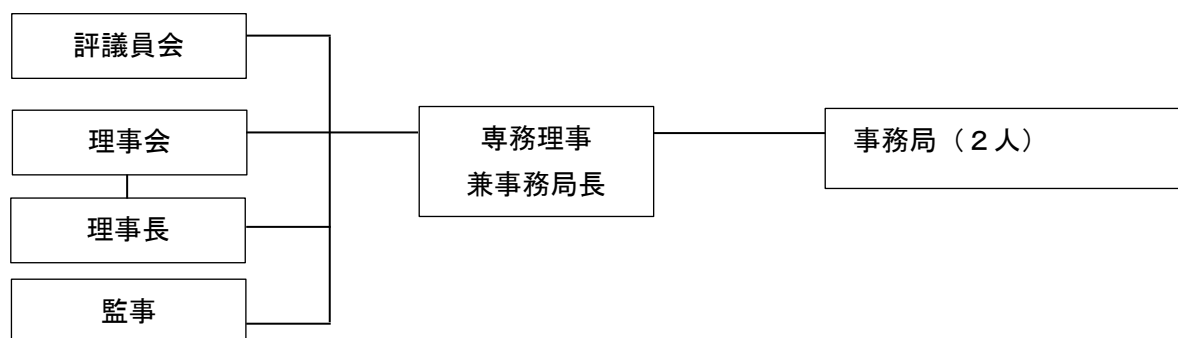
また、事業所等の責任者に対しては、暴力団組員等による不当要求への対応要領等を指導するために、不当要求防止責任者講習を開催している。令和 7 年度については 22 回実施し、受講者は 909 人であった。

5 出資の状況（令和 7 年度末）

（単位：千円、％）

区分		出資額	構成比	区分		出資額	構成比
基本財産等	滋賀県	575,934	76.1	その他			
	市町村	145,000	19.2				
	民間	35,596	4.7		小計		
	小計	756,530	100	合計		756,530	100

6 組織図



7 役員等

役 職	氏名（他団体での役職）	常勤
理事長	大道 良夫（おうみ犯罪被害者支援センター副理事長）	
理 事	杉橋 和彦（一般社団法人滋賀県建設業協会相談役）	
理 事	船越 剛之（滋賀県警察本部刑事部長）	
理 事	東郷 寛彦（滋賀県総合企画部長）	
理 事	岡 敦哉（滋賀県金融機関警察連絡協議会会長代理）	
理 事	伊藤 和彦	○
監 事	西嶋 栄治（滋賀県信用保証協会理事長）	
監 事	野坂 喜則（滋賀県税理士協同組合理事長）	
評議員	野村 昌弘（株式会社野村石材店代表取締役）	
評議員	上村 照代（滋賀県地域女性団体連合会会長）	
評議員	野々口 義信（大津市防犯協会暴力排除推進協議会副会長）	
評議員	江原 昭博（株式会社仁々木相談役）	
評議員	下村 岳生（滋賀県ゴルフ場防犯協会会長）	
評議員	竹内 雅和（さとやま法律事務所代表）	

8 所在地

〒520－0806

滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号 滋賀県警察本部北棟

令和8年度 出資法人経営評価表

(別紙3・公益法人等用)

法人名	公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター
-----	----------------------

1 人員、県の人的関与の状況 (単位：人)

①会員の状況（一般・公益社団法人のみ）					R6年度	R7年度	R6→R7増減				
②役員の状況					R6年度	R7年度	R6→R7増減	R8年度			
評議員総数					6	6		6			
うち県職員（特別職を含む。）											
うち県退職職員（OB）					1	1		1			
理事総数					6	6		6			
うち県職員（特別職を含む。）					2	2		2			
うち県退職職員（OB）					1	1		1			
うち常勤役員数					1	1		1			
うち県職員（特別職を含む。）											
うち県退職職員（OB）					1	1		1			
監事総数					2	2		2			
うち県職員（特別職を含む。）											
うち県退職職員（OB）					1	1		1			
うち常勤監事数											
うち県職員（特別職を含む。）											
うち県退職職員（OB）											
報酬額・年齢											
常勤役員の平均年齢											
常勤役員の平均報酬（年額）（千円）											
役員の報酬総額（年額）（千円）											
③職員の状況					R6年度	R7年度	R6→R7増減	R8年度			
職員総数					2	2		2			
常勤職員					2	2		2			
プロパー職員					2	2		2			
うち県退職職員（OB）					1	1		1			
県等からの派遣職員											
うち県派遣職員											
臨時・嘱託職員											
うち県退職職員（OB）											
非常勤職員											
うち県派遣職員											
うち県退職職員（OB）											
プロパー職員の平均年齢					58.0	59.0	1.0	60.0			
プロパー職員の平均給与（年額）（千円）					2,866	3,007	141	3,006			
職員の給与総額（年額）（千円）					5,731	6,014	283	6,012			
プロパー職員の年代別職員数					10代	20代	30代	40代	50代	60代～	合計
(令和8年度当初実数)									1	1	2

2 県の財政的関与の状況 (単位：千円)

項 目			R6年度	R7年度	R6→R7増減	R8年度	備考 (R8内訳)
県からの 年間 収入額	補助金	事業費補助金	2282	2292	10	2300	県補助金（法人事業活動に対する補助金）
		運営費補助金					
	負担金						
	委託料		841	993	152	1375	県委託料（法人が実施する不当要求防止責任者講習に対する委託料）
	その他						
	合計		3123	3285	162	3675	
年度末 残高	県からの借入金						
	県からの損失補償・債務保証						
短期貸付金の金額（期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの）							

3 評価

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R5	R6	R7		
効果性	中期経営計画、年度目標の策定	中期経営計画、年度目標とも策定している。 中期経営計画のみ策定している。 年度目標のみ策定している。 策定していない。	○	○	○	関係機関との連携、各種研修会等への積極的参加等により、暴力団情勢を主とした社会情勢を的確に把握し、情勢に応じた各種広報活動、講習等の実施による暴力団排除活動に努めた。 コロナ禍終息後は、各種活動について計画通り実施することができ、目標通りの成果をあげることができた。	各企業においてコンプライアンス意識が高まる中、反社会的勢力の排除を目的として、取引先や顧客に関する情報を求める相談が多いことから社会情勢に適合しており、その意義は大きい。また、企業に限らず多くの人に暴力追放に関する意識の高揚を図るため、滋賀県で開催される各種イベントに積極的に足を運び啓発活動を実施している。
	事業活動の社会情勢への適合性	全ての事業が社会情勢に適合し、その意義は大きい。 社会情勢に照らして意義が薄れてきた事業がいくつかある。 社会情勢に照らして意義の薄れてきた事業が多くある。	○	○	○		
	活動の成果の達成度	活動について成果目標を定め、目標以上に達成している。 活動について成果目標を定め、目標どおり達成している。 活動について成果目標を定め、概ね目標どおりに達成している。 活動について成果目標を定め、達成しているものもあるが、十分ではない。 活動について成果目標を定めていない。	○	○	○		
	住民、関係者等のニーズの把握状況	多様な調査を実施し、積極的にニーズの把握に努めている。 ニーズを把握するための手段を講じている。 具体的な取組はしていない。	○	○	○		
効率性	経常費用に占める管理費の状況	管理費比率が2期連続で減少した。 管理費比率が前期に比べ減少した。 管理費比率が前期に比べ増加した。 管理費比率が2期連続で増加した。	○	○	○	人件費の上昇や機材リース料等の高騰、消耗品の購入価格の値上げが続く中、必要性を見極めて節約に努めたが固定費化している管理費削減には限界があり、前期比で0.1%管理費が増加する結果となった。	令和6年度と比較すると管理比率は微増であったが、社会情勢などを踏まえるとやむを得ないと考えられる。これからも物価高騰等の影響が見込まれることから引続き経費削減に務める必要がある。
	経常収益・費用の比率	経常収益が2期連続で経常費用を上回った。 経常収益が、当期は経常費用を上回った。 経常収益が、当期は経常費用を下回った。 経常収益が、2期連続して経常費用を下回った。	○	○	○		
健全性	債務超過の状況	当期末において債務超過でない。 2期連続で改善した。 前期に比べ改善した。 前期に比べ悪化した。 2期連続で悪化した。	○	○	○	欠損金、借入金は皆無であり、健全性を維持している。	借入金や欠損金、債務超過など経営悪化に繋がるものは全くなく、今後もこの状態を継続していく必要である。
	正味財産期末残高の状況	2期連続で増加した。 前期に比べ増加した。 前期に比べ減少した。 2期連続で減少した。	○	○	○		
	累積欠損金の状況	当期末において累積欠損金はない。 累積欠損金は、2期連続で減少した。 累積欠損金は、前期に比べ減少した。 累積欠損金は、前期に比べ増加した。 累積欠損金は、2期連続で増加した。	○	○	○		
	短期的支払い能力の状況	流動比率は、2期連続で100%以上であった。 流動比率は、当期は100%以上であった。 流動比率は、当期は100%未満であった。 流動比率は、2期連続で100%未満であった。	○	○	○		
	借入金依存率の状況	当期末において借入金はない。 2期連続で低下した。 前期に比べ低下した。 前期に比べ上昇した。 2期連続で上昇した。	○	○	○		

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R5	R6	R7		
自立性	知事・副知事の代表者への就任状況	知事・副知事が法人の代表者へ就任していない	○	○	○	名誉会長として、県下の暴排活動に功劳があった団体、個人への表彰の授与、暴追県民大会への臨席を賜っている。	今後も知事・副知事の就任は認められない。
		知事・副知事が法人の代表者へ就任している					
	県派遣職員の状況	当期末において県派遣職員はない 常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県派遣職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ上昇した。	○	○	○	暴対法に則り、警察官○B2名が暴力追放相談委員として常駐し、暴力相談の受理、広報啓発活動等の暴排活動を行っている。	暴力追放相談委員として警察○B2名が常駐しているのは、暴対法等に則った条件に適應する人材を従事させているもので、暴追センターの業務内容から考慮しても妥当である。
		当期末において県退職職員はない 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県退職職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ上昇した。	○	○	○		
	県退職職員の就任状況	当期末において県退職職員はない 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県退職職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ上昇した。	○	○	○	県からの短期貸付金はこれまでから無く、健全性を維持している。	貸付金は皆無である。補助金については概ね横ばいであったが、委託料については責任者講習受講者数が増加したことに加え、講習で使用する教材や物品などの価格が高騰したため、令和6年度と比較し県財政支出が増加した。効果的な講習を実施するために委託料の削減は厳しいのが現状であるが、補助金については県財政支出の依存度を下げるために国債の運用や寄付金収入増加など工夫を凝らした運営が必要である。
		当期末において県の財政支出はない。 経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で低下した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ低下した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ上昇した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で上昇した。	○		○		
透明性	短期貸付金の金額(期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの)の状況	当期間中において県の短期貸付けはない 県の短期貸付けの額が2期連続で減少した。 県の短期貸付けの額が前期に比べ減少した。 県の短期貸し付けの額が前期と同額である。 県の短期貸付けの額が前期に比べ増加した。 県の短期貸付けの額が2期連続で増加した。	○	○	○	ホームページを開設し、定款、役員名簿、事業計画、事業報告、収支予算及び決算書を開示している。また情報公開規程、文書管理規程を整備し、この規程に則って文書を管理している。	法律に基づく財務諸表の備え付けや業務監査については、会計の専門家の指導を受けている。 加えてホームページを活用した情報公開も的確に実施されており、今後も継続していく必要がある。
		当期末において県の損失補償・債務保証はない 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期と同額である。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。	○	○	○		
	損失補償の状況	当期末において県の損失補償・債務保証はない 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期と同額である。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。	○	○	○		
		当期末において県の損失補償・債務保証はない 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期と同額である。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。	○	○	○		
	情報公開規程の整備状況	規程を整備している。 規程を設けていない。 規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。	○	○	○		
		ホームページ等により不特定の者に対し情報公開を行っている。 不特定の者に対し情報公開を行っていない。	○	○	○		
透明性	情報公開の実施状況	ホームページ等により不特定の者に対し情報公開を行っている。 不特定の者に対し情報公開を行っていない。	○	○	○	ホームページを開設し、定款、役員名簿、事業計画、事業報告、収支予算及び決算書を開示している。また情報公開規程、文書管理規程を整備し、この規程に則って文書を管理している。	法律に基づく財務諸表の備え付けや業務監査については、会計の専門家の指導を受けている。 加えてホームページを活用した情報公開も的確に実施されており、今後も継続していく必要がある。
		ホームページ等により不特定の者に対し情報公開を行っている。 不特定の者に対し情報公開を行っていない。	○	○	○		
	文書管理規程の整備状況	規程を整備している。 規程を設けていない。 規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。	○	○	○		
		規程を整備している。 規程を設けていない。 規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。	○	○	○		
	文書管理の実施状況	情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っている。 情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っていない。	○	○	○		
		情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っている。 情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っていない。	○	○	○		
透明性	会計専門家の関与状況	作成した財務諸表について、会計監査人監査を受けている、または、財務諸表の作成過程で、会計の専門家の指導・助言を受けている。 会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。	○	○	○	ホームページを開設し、定款、役員名簿、事業計画、事業報告、収支予算及び決算書を開示している。また情報公開規程、文書管理規程を整備し、この規程に則って文書を管理している。	法律に基づく財務諸表の備え付けや業務監査については、会計の専門家の指導を受けている。 加えてホームページを活用した情報公開も的確に実施されており、今後も継続していく必要がある。
		作成した財務諸表について、会計監査人監査を受けている、または、財務諸表の作成過程で、会計の専門家の指導・助言を受けている。 会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。	○	○	○		
透明性	業務監査の実施状況	業務監査を実施している。 業務監査を実施していない。	○	○	○	ホームページを開設し、定款、役員名簿、事業計画、事業報告、収支予算及び決算書を開示している。また情報公開規程、文書管理規程を整備し、この規程に則って文書を管理している。	法律に基づく財務諸表の備え付けや業務監査については、会計の専門家の指導を受けている。 加えてホームページを活用した情報公開も的確に実施されており、今後も継続していく必要がある。
		業務監査を実施している。 業務監査を実施していない。	○	○	○		

	出資法人の総合的評価・対応	県による総合的評価・対応							
事業に関する事項	主事業で広報啓発活動、相談業務、不当要求防止責任者講習を中心に、各種暴力団排除活動を計画的に継続して実施している。	不当要求責任者講習や各種イベント等での啓発活動において暴力団排除気運の浸透や高騰に図っている。引き続き効率的かつ効果的な事業を検討、実施していく必要がある。							
財務に関する事項	現在の収入は、国債等債券の利息、賛助会員からの寄附金、県からの補助及び委託料となっている。令和5年度には十分な検討の上、低金利であった国債の一部買換、令和6年度にはこの買換により生じた売却益等により新たに国債を購入し年間の利息収入が増額となったが、今後のさらなる物価高騰や県補助金への依存度を縮小するため、新規賛助会員の獲得による寄附金収入の増額に努めていく必要がある。	社会情勢が不安定な中ではあるが設立当初から今日に至るまで借入等負債を抱えたことはなく、計画的に事業を遂行しており、令和7年度の正味財産残高も横ばいしている。啓発や講習等で使用する物品の価格も高騰していること、県財政の依存度を縮小するために引き続き経済情勢に応じた国債の運用や賛助会員の勧誘等の自主財源の確保に務めていく必要がある。							
行政経営方針実施計画 に関する事項 ※実施計画は次頁参照	ホームページの開設や不当要求防止責任者講習、各種イベント開催時における啓発活動等の機会を利用して、当県における暴力団排除活動の重要性を唱えた上での賛助会員の募集活動を実施した結果、会員数、寄附金額ともに前年度を上まわった。しかしながら県補助金等への依存度を縮小するにはまだまだ十分な金額とはならないため、今後も ・会費未納会員に対する個々の働きかけ ・既存会員に対する口数の増加依頼 ・各種会合等の機会を利用した新規会員の募集 を継続して実施していく必要がある。		啓発活動や各種講習等で暴力団排除活動の重要性を周知した結果、賛助会員の増加につながり、目標に達成したと考えられる。今後も多くの人々に暴力団排除の重要性を理解してもらえるような積極的に活動が必要である。						
	実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況		実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況						
	賛助会員拡大に向けた具体的な取組内容として、当センターの認知度を高めるために、企業等のホームページに当センターのホームページのバナー貼付を依頼し、令和7年度は新たに3社のホームページに貼付した。また巡回相談所開設の案内ポスター掲示箇所について、新たに量販店の店舗6店にポスターを掲示した。その他これまで実施しているとおり、企業等の担当者が集まる不当要求防止責任者講習や各種会合の席において、県下における暴力団情勢を説明した上で、暴力団排除活動の必要性を唱え、賛助会への入会募集に努めた。		暴追センターの活動を周知してもらうために、ホームページへリンクするためのバナーを登録する企業やポスター等の掲示箇所の増加に努めている。						
	<table><tr><th>実施計画に定める目標</th><th>左の実績</th></tr><tr><td>・賛助会員数の拡大 令和3年度末 240件→令和8年度末 290件 ・ポスター掲示箇所 令和4年度から8年度で20件の増加 ・ホームページリンク先企業（バナー貼付） 令和4年度から8年度で25件獲得</td><td>・令和6年度末 261件 →令和7年度末 268件 ・令和4年度5件、令和5年度4件、令和6年度4件、令和7年度6件獲得 ・令和4年度6社、令和5年度6社、令和6年度4社、令和7年度3社獲得</td></tr></table>	実施計画に定める目標	左の実績	・賛助会員数の拡大 令和3年度末 240件→令和8年度末 290件 ・ポスター掲示箇所 令和4年度から8年度で20件の増加 ・ホームページリンク先企業（バナー貼付） 令和4年度から8年度で25件獲得	・令和6年度末 261件 →令和7年度末 268件 ・令和4年度5件、令和5年度4件、令和6年度4件、令和7年度6件獲得 ・令和4年度6社、令和5年度6社、令和6年度4社、令和7年度3社獲得	<table><tr><th>実施計画に定める目標</th><th>左の実績</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	実施計画に定める目標	左の実績	
実施計画に定める目標	左の実績								
・賛助会員数の拡大 令和3年度末 240件→令和8年度末 290件 ・ポスター掲示箇所 令和4年度から8年度で20件の増加 ・ホームページリンク先企業（バナー貼付） 令和4年度から8年度で25件獲得	・令和6年度末 261件 →令和7年度末 268件 ・令和4年度5件、令和5年度4件、令和6年度4件、令和7年度6件獲得 ・令和4年度6社、令和5年度6社、令和6年度4社、令和7年度3社獲得								
実施計画に定める目標	左の実績								
総 合 所 見	厳しい経済情勢による物価高騰が続く中、国債の買換等による運用益の増加、また地道な勧誘活動の継続による賛助会員数の増加及び寄附金額の増額により、事業を縮小することなく、積極的な暴排活動が継続できているところである。現段階では、物価高騰への対応が精一杯で、県関与の縮小にまでは至っていない状況ではあるが、今後さらなる賛助会委員の拡大、寄附金額の増額に向けた活動の強化、併せて経費節減等の自助努力に努めていくこととする。		物価高騰が続く中ではあったが、限られた予算で県内の様々な機会に各種暴力団排除活動を積極的に実施した結果、賛助会員数や寄付金の増加につながったと考えられる。事業縮小することなく積極的に各種活動を実施するために、引き続き、国債の運用や賛助会員の募集など工夫を凝らした運営が必要である。						

【参考資料】

財務諸表等へのリンク

公益財団法人 滋賀県暴力団追放推進センター (shiga-boutsui.jp)

※行政経営方針実施計画(2023年度～2026年度)

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)		暴力団排除は依然社会にとって、県民の安心できる生活を維持していく上で必要不可欠のものであり、県（警察）と県民との橋渡しの役割を果たす当センターの役割は重要である。また県の関与の縮小を念頭に「自立性の拡大」に努めているが、平成5年度には新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行したことから、賛助会員数、寄附金額ともに少しずつではあるが増加に転じており、今後も当法人が存在する必要性を含めた、知名度を上げる各種施策を引き続き実施していく必要がある。					
具体的な取組内容		(令和4年度) (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目 標
1 ホームページを効率的に活用する。【出資法人】		掲載内容の検討 リンク先企業の増設					○ホームページリンク先企業 令和4年度 5社 → 令和8年度 25社（年5社増設）
2 出張相談所開設事業の充実に向けて、広報等周知方法を検討する【出資法人】		効果の検証と改善検討 相談所開設ポスターの掲示箇所の増設					○ポスター掲示箇所 令和8年度において、令和4年度からの20件の増加とする
3 賛助会員拡大に向けて、企業等への講習、不当要求責任者講習の席において、継続した暴排の必要性を説明し賛助会員を募る。【出資法人】		講習等の機会ごとに暴排の継続した必要性和センターの資金の必要性を説明し、賛助会員を募る。					○賛助会員数 令和4年度 240件 → 令和8年度 290件（年10件増）
4 賛助会員の拡大に向けて、会員になることのメリットを増やす。【出資法人】		新たなメリットの考案と試行 効果の検証と改善検討					
備考							